

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## ヤングケアラー

通学等をしなから慢性的な病気や障害などを抱える家族の介護・世話をする18歳未満の子どものこと。政府は実態調査を実施し、必要な支援につながる施策を講じる。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

4/12(月) 先負	旧暦3月1日、源泉所得税・住民税特別徴収額の納期
13(火) 仏滅	
14(水) 大安	
15(木) 赤口	延期された所得税・贈与税・個人事業者消費税申告期限
16(金) 先勝	日米首脳会談(ワシントン)
17(土) 友引	
18(日) 先負	発明の日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
4/5(月)	30,089 △235	110.63 ▼0.09
6(火)	29,697 ▼392	110.30 △0.33
7(水)	29,731 △34	109.79 △0.51
8(木)	29,709 ▼22	109.50 △0.29
9(金)	29,768 △59	109.50 ± 0

## 住宅ローン減税の特例の延長等

令和3年度税制改正により、住宅ローン控除の控除期間13年となる特例が延長となりました。

## ◆令和4年12月末までに入居した方が対象

住宅ローン減税は、住宅の新築・取得、リフォーム等で住宅ローンを借りた場合、年末のローン残高(上限あり)の1%を所得税から控除する制度です。

消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、住宅ローン控除の控除期間を13年間(控除期間11~13年目の控除額は「ローン残高の1%」又は「建物購入価格×2%÷3」のいずれか少ない額)とする特例は、以下の期間に契約をして、令和4年末までに入居した方が対象となりました。

◎注文住宅の新築……令和2年10月1日~令和3年9月30日までに契約。

◎分譲住宅・既存住宅の取得又は増改築等……令和2年12月1日~令和3年11月30日までに契約。

また、合計所得金額が1千万円以下の方は、床面積要件が緩和され、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用対象となります。

## ◆すまい給付金やグリーン住宅ポイント

住宅を取得した方の収入が一定以下の場合に、最大50万円(収入額に応じて10~50万円)の給付金を支給する「すまい給付金」についても税制を踏まえて延長となり、上記の期間内に契約した方は、令和4年末までに引渡しを受けた場合が対象となります。また、床面積要件も40㎡以上に緩和されます。

この他、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォーム等に対して、様々な商品や追加工事と交換できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」も創設されています。

■この記事の詳細は、情報BOX201514

## 「在宅勤務手当」の社会保険の取扱い

社会保険料・労働保険料等の算定基礎となるのは、給与、手当、賞与など名称を問わず労働者が労働の対償として受ける全てのものとなります。

企業がテレワークを導入して労働者に「在宅勤務手当」を支給する場合、社会保険料等の算定基礎に含めるか否かの取扱いについては、支給実態などを踏まえて判断する必要がありますが、労働者が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも返還する必要がないもの(例えば、毎月一定額をを渡し切りで支給)は、算定基礎に含まれます。

なお、在宅勤務に必要な費用の実費弁償に当たる部分は算定基礎に含まれません。

## 確定申告書を郵送等で送付する場合

令和2年分所得税等の確定申告期限は、今月15日までとなります。

作成した申告書を郵送により提出する場合は、「郵便(第一種郵便物)」又は「信書便」を利用して税務署に送付する必要があり、消印(通信日付印)に表示された日が提出日とみなされます。

また、e-Taxにより送信する場合は、即時通知及び受信通知の受付日時が提出日となります。

なお、期限までに申告ができないやむを得ない理由がある方は、申請により延長が認められます。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 住宅ローン減税の特例の延長等

## ◆住宅ローン減税の特例の延長等

住宅ローン減税は、住宅の新築・取得、リフォームなどのために住宅ローンを借りた人について、年末のローン残高の1%を10年間、所得税から控除する制度（所得税から控除しきれない場合には、住民税からも一部控除）ですが、消費税率10%への引上げ後の特例として、消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に、住宅ローン減税の控除期間を13年間とする措置が実施されています。

※1～10年目はローン残高（一般住宅の場合は4,000万円が上限）×1%、11～13年目は「ローン残高の1%」又は「建物購入価格×2%÷3年」のいずれか少ない額が各年控除されます。

## ◎令和3年度税制改正における住宅ローンの特例の延長

住宅ローン減税の控除期間を13年間とする特例は、新型コロナの影響に伴う措置として、注文住宅を新築する場合は令和2年9月末、分譲住宅・既存住宅の取得や増改築等をする場合は令和2年11月末までに契約を締結し、令和3年12月末までに入居していれば、特例の適用対象となっていました。令和3年度税制改正により、以下の期間までに契約を締結し、令和3年1月から令和4年12月末までの間に入居した場合は、特例が適用できます。

\*注文住宅を新築する場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

\*分譲住宅・既存住宅の取得又は増改築等の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

## ◎床面積要件の緩和

上記の延長に該当する場合は、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅についても対象となります。ただし、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限りです。

## ◆すまい給付金制度の延長等

すまい給付金制度は、住宅ローン減税による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税とあわせて消費税率引上げによる負担の軽減をはかるもので、給付額は収入（都道府県民税の所得割額）に応じて決まります。令和3年12月末までに引渡され入居が完了した住宅を対象に実施していますが、住宅ローン減税の延長等にあわせて、改正が行われました。

## ◎給付金の対象となる住宅の引渡し期限の延長

以下の期間内に契約を締結した場合は、給付金の対象となる引渡し期限を令和4年12月末までに延長します。

\*注文住宅を新築する場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

\*分譲住宅・既存住宅の取得の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

## ◎床面積要件の緩和

上記の期間内に契約した場合は、給付金の対象となる住宅の床面積要件について、40㎡以上に緩和します。

## ◎消費税率10%の場合の給付額（参考）

収入額の目安	住民税（都道府県税）所得割額※	給付額
450万円以下	7.60万円以下	50万円
450万円超 525万円以下	7.60万円超 9.79万円以下	40万円
525万円超 600万円以下	9.79万円超 11.90万円以下	30万円
600万円超 675万円以下	11.90万円超 14.06万円以下	20万円
675万円超 775万円以下	14.06万円超 17.26万円以下	10万円

いわゆる政令指定都市にお住まいの方は、都道府県と市区町村に納付する住民税（所得割）の配分が異なるため、政令指定都市における所得割額は上表の1/2となります。また、神奈川県は県民税率が他の都道府県と異なるため、所得割額は若干異なります。

## ◆グリーン住宅ポイント制度の創設

グリーン社会の実現および住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、令和2年12月15日から令和3年10月31日までに契約を締結した一定の省エネ性能を有する新築住宅の建築・購入や、既存住宅の購入、リフォーム工事、賃貸住宅の建築に対して、様々な商品との交換や「新たな日常」及び「防災」に対応した追加工事に利用できるポイントを付与する「グリーン住宅ポイント制度」が創設されました。